

# ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）」2.(2)において、行動制限の緩和を受けようとする事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度（ワクチン・検査パッケージの活用により行動制限を緩和する制度をいう。以下同じ。）を適用する旨を都道府県に登録（以下単に「登録」という。）をすることとされたこと等を踏まえ、その登録事務手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 登録の対象となる者は、かがわ安心飲食店認証制度実施要綱第7条に規定する認証店舗及び認証店舗でないカラオケ店（以下「対象店舗」という。）を営む事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

(登録対象外となる場合)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、登録の対象外とする。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- (2) 香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第5条の2各号に掲げる者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

## 第2章 登録等

(申請)

第4条 登録をしようとする対象事業者は、対象店舗ごとに、ワクチン・検査パッケージ制度等登録申請書（第1号様式）により知事に申請するものとする。

(登録及び登録ステッカーの交付)

第5条 前条の規定による申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。次項、第6条、第8条及び第9条において同じ。）は、対象店舗に該当するかを確認し、該当する場合は、登録を行う。

2 知事は、前項の規定により登録したときは、当該登録に係る対象事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、登録した旨を表象する登録ステッカーを交付するものとする。

(公表)

第6条 知事は、前条第1項の規定により登録したときは、登録に係る対象店舗（以下「登録店舗」という。）を県のホームページ等で公表するものとする。

(登録ステッカーの掲示等)

第7条 登録事業者は、登録店舗において、当該登録店舗の利用者が見やすい場所に登録ステッ

カーを掲示（以下単に「掲示」という。）しなければならない。

2 登録事業者でなければ、広告物等において「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称を使用することができない。

3 登録事業者は、登録ステッカーを第三者に譲渡する等、登録店舗以外のために供してはならない。

4 登録事業者は、その責めに帰することができない事由により登録ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、登録ステッカーの再交付を求めることができる。

（変更の届出）

第8条 登録事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、知事に届け出るものとする。

（調査等）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、登録店舗を調査し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果についての必要な確認の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

（登録事業者の責務）

第10条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） ワクチン接種歴又は陰性の検査結果についての必要な確認を従業員等に徹底させること。

（2） 登録ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。

（3） 知事等が行う登録店舗に係る調査に協力すること。

（4） 感染拡大防止のため、県からの新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく協力の要請等に応じること。

（5） 事業を営むに当たって、関係する法令、条例、規則等を遵守すること。

（登録の辞退）

第11条 登録事業者は、その登録店舗が次の各号のいずれかに該当することが見込まれるときは、あらかじめ、ワクチン・検査パッケージ制度等登録辞退届（様式第2号）により、登録の辞退を申し出るものとする。

（1） 対象事業者に該当しなくなること。

（2） 第3条各号のいずれかに該当すること。

（3） 前条に規定する登録事業者の責務を守れなくなること。

2 前項の規定により申出をした対象事業者は、遅滞なく、当該店舗における登録ステッカーの掲示をやめ、これを廃棄するとともに、「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称の使用をやめなければならない。

（登録の抹消）

第12条 知事は、前条第1項の登録の辞退があったとき、又は第14条第1項若しくは第16条第1項の規定により登録を取り消したときは、その登録を抹消しなければならない。

（登録の要件を満たさなくなった場合等の取扱い）

第13条 知事は、登録店舗が第11条第1項各号のいずれかに該当することを確認したときは、当

該登録事業者に対して、登録店舗ごとに、改善の要請又は登録の効力の一時停止をすることができる。

- 2 前項の規定により登録の効力を一時停止した場合においては、登録事業者は、直ちに、当該店舗における登録ステッカーの利用及び「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称の使用を停止しなければならない。
- 3 第1項の規定により一時停止を行った後、登録事業者から、知事が定めるところにより改善の意思が示され、知事が適当と認めるときは、当該登録事業者は、当該店舗における登録ステッカーの掲示及び「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称使用を再開することができるものとする。

(登録の取消し)

第14条 前条第1項の規定により一時停止を行った店舗において、その原因が改善されていないと知事が認めたときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該対象事業者に対し、ワクチン・検査パッケージ制度等登録取消通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された対象事業者は、遅滞なく、当該店舗における登録ステッカーを廃棄し、「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称の使用をやめなければならないものとし、かつ、取消の日から6月間は、取消の対象となった店舗について、新たな登録の申請を行うことができないものとする。

### 第3章 感染症発生時の措置

(登録の効力の一時停止)

第15条 登録店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合（以下「患者発生時」という。）において、その原因について次条第1項に規定するものに該当するか否かが明らかになるまでの間、知事が必要と認めるときは、当該店舗における登録の効力を一時停止することができる。

- 2 前項の規定により登録の効力を一時停止した場合においては、登録事業者は、直ちに、当該店舗における登録ステッカーの掲示及び「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称の使用をやめなければならない。
- 3 第1項の規定により一時停止を行った際、その原因が次条第1項に規定するものでないことが明らかとなり、保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づき当該登録店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断したときは、当該登録事業者は、当該店舗における登録ステッカーの掲示及び「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」の名称使用を再開することができるものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第16条 前条の規定により一時停止を行い、その原因が感染症予防対策の実施を怠ったこと又は当該怠ったことについて事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、ワクチン・検査パッケージ制度等登録取消通知書によりそ

の登録を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された対象事業者は、第14条第3項の規定を準用する。

#### 第4章 対象者全員検査の登録

第17条 第5条第1項の規定により登録されたときは、当該登録の日に、当該事業者に対して、対象者に対する全員検査による行動制限の緩和の適用に関する登録があったものとみなす。

2 前項に規定する対象者全員検査の登録については、前章までの規定を準用する。

#### 第5章 まん延の防止に関する措置との関係

第18条 前章までの規定にかかわらず、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、知事は、登録店舗に対しワクチン・検査パッケージ制度等を適用しないことができる。

#### 第6章 雑則

(免責)

第19条 県は、対象事業者が登録を受けられなかったこと、登録事業者が登録を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は登録店舗において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象店舗の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づくワクチン・検査パッケージ制度登録事務については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了することを含めた見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行し、令和3年12月27日から適用する。

※ 事務局使用欄	
受付番号	

ワクチン・検査パッケージ制度等登録申請書

申請日： 年 月 日

香川県知事 殿

ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱第4条の規定により、申請します。

申請者情報		※ 法人・個人事業主のいずれかに記入してください。	
【法人】 法人名：		主たる事務所の所在地 〒 -	
(フリガナ) 代表者 職・氏名			
担当者名		担当者電話番号	
【個人事業主】 (フリガナ) 氏名		住所：〒 -	
担当者名		担当者電話番号	
<input type="checkbox"/> ワクチン・検査パッケージ制度等の登録申請に当たり、下記の内容について誓約します。 (チェックマーク(✓)を記載してください)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱第3条に規定する登録対象外となる場合に該当しません。</li> <li>・ ワクチン接種歴又は陰性の検査結果についての必要な確認を従業員等に徹底させます。</li> <li>・ ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱に基づき、登録の取消し等が行われたとしても異議ございません。</li> <li>・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。</li> <li>・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。</li> <li>・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していません。</li> <li>・ 香川県が必要と判断した場合には、香川県警察本部その他関係機関に照会することについて承諾します。</li> <li>・ 対象者全員検査についての登録も兼ねていることについて承諾します。</li> </ul>			
ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 公開可 <input type="checkbox"/> 公開不可      (いずれかの口に✓を記載願います。)		
※「公開可」を選択いただいた場合、ホームページにおいて、店舗の名称（店舗名、屋号等）、店舗所在地、電話番号等を公開いたします。			

店舗No.	店舗名		認証番号
1	店舗所在地	〒 -	
2	店舗所在地	〒 -	
3	店舗所在地	〒 -	

※記載欄が不足する場合は、別葉としてください。

第2号様式(第11条関係)

年 月 日

香川県知事 殿

申請者氏名 :  
事業所名(店舗名) :  
所在地 :

ワクチン・検査パッケージ制度等登録辞退届

ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱第11条第1項の規定により、ワクチン・検査パッケージ制度等の登録を辞退したいため、以下のとおり申請します。

1. 登録店舗

申請者 :  
店舗名 :  
所在地 :

2. 辞退の理由

第3号様式(第14条、第16条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

香川県知事

ワクチン・検査パッケージ制度等登録取消通知書

ワクチン・検査パッケージ制度等登録事務実施要綱第14条第1項又は第16条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を取り消します。

については、直ちに登録ステッカーを破棄するとともに、「ワクチン・検査パッケージ制度登録店」を広告等で使用している場合には、直ちにその使用を中止してください。

1. 登録店舗

申請者：

店舗名：

所在地：

2. 取消しの理由

3. 備考